

令和元年度（2019年度） 第2回
公の施設に係る指定管理者選定審査会における
指定管理者候補者の選定手順について

1 選定審査会の開催日時

令和元年（2019年）10月3日（木） 午前11時00分～午後4時30分

2 選定対象施設

指定期間満了に伴い指定管理者候補者を選定する施設

・越谷市市民活動支援センター

応募：3団体

3 選定方法

(1) 審査方法

①応募資格の事前審査

選定対象施設の所管各課において、応募資格の有無をチェックする。

②選定審査会の審査

応募資格を有する応募者に対し、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。

(ア) 書類審査（予備審査）

提出された書類について、あらかじめ評価項目ごとに評価を行う。

(イ) プレゼンテーション・ヒアリング審査

予備審査したものを、評価項目ごとに、応募者からのプレゼンテーションとヒアリングの結果により、最終的な評価を行う。

(2) 評価項目及び評価点

①越谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の各号に規定する選定基準に対する評価項目は、別添のとおり

②評価点は、次のとおりとし、評価項目20項目で合計点100点とする。

劣る	やや劣る	普通	良い	優れている
1	2	3	4	5

(3) 候補者の決定

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査の終了後、審査に加わった委員の総評価点の平均を求め、60点以上となった応募者のうち、最高得点の応募者を指定管理者候補者とする。

4 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

(1) プレゼンテーション（20分以内）

応募者から、「今回応募した動機、自己PR、管理運営上で特に力を入れたいこと」等について説明を受ける。

(2) ヒアリング（15分以内）

全般について、審査会委員からの質疑を行う。

(3) その他

応募者の出席人数について、制限は設けない。

5 プレゼンテーション・ヒアリングの非公開

プレゼンテーション又はヒアリング等において、応募者の事業に関する情報が公開することによって権利・競争上の地位その他正当な利益を害することがあるため、非公開とする。